

犯罪被害者等支援ハンドブック

福 井 県

目 次

犯罪被害者等支援ハンドブックの活用にあたって	1
用語の定義	2
1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題	3
(1)犯罪被害者等が置かれている状況	3
①直接的被害	3
②事件後に直面する状況	3
(2)具体的に困難な状況	4
①心身の不調	5
②生活上の問題	8
③周囲の人の言動による傷つき	9
④加害者からの更なる被害	9
⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	9
【参考】 捜査、裁判の流れ	12
2. 支援に携わる者（支援者）の心構えおよび留意事項	17
(1)支援者の心構え	17
(2)犯罪被害者等に対する対応要領	18
(3)他機関への紹介時の留意事項	23
(4)代理受傷・バーンアウトの防止	24
(5)被害類型別特徴と対応上の注意点	26
①殺人等遺族への対応	26
②暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応	27
③交通事故に遭った人への対応	29
④性犯罪に遭った人への対応	30
⑤配偶者からの暴力を受けた人への対応	32
⑥ストーカー被害に遭った人への対応	34
⑦虐待された子どもへの対応	35
3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	39
(1)関係機関・団体の連携の必要性	39
(2)関係機関・団体の連携の実際	40
①基本的な連携の流れ	40
②連携の際の留意点	42
4. 関係機関・団体で行っている被害者支援	45
(1)相談・情報提供	47
(2)経済的負担の軽減・経済的支援	57

(3)生活面におけるサポート等	59
(4)犯罪被害者等の安全の確保	61
(5)捜査・公判等の過程における配慮等	63
(6)その他の犯罪被害者等支援に向けた取組み	68
①関係機関の連携・協力	68
②県民の理解増進に向けた啓発	69
③人材の育成に向けた研修等の実施	72
5. 犯罪被害者等支援関係機関一覧	73
(1)国の機関（関係法人を含む）	73
(2)福井県	74
(3)福井県警察本部	76
(4)市町	77
(5)地域包括支援センター	78
(6)裁判所	79
(7)県内関係機関・団体	79
(8)県外関係機関・団体	80

付 録

○関係法令等

- ・犯罪被害者等基本法 81
- ・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 85

○犯罪被害者等支援に関する会議規則

- ・福井県犯罪被害者等支援連絡協議会 会則 95
- ・犯罪被害者等支援関係課連絡会議 開催要領 97

○犯罪被害者等支援の主な経緯【年表】 99

犯罪被害者等支援ハンドブックの活用にあたって

このハンドブックは、現在、被害者等の支援に携わっている方や、これから携わろうとする方の執務に役立てていただくため、犯罪被害者等に置かれている状況、種々の手続のあらまし、支援者としての心構えや行動倫理、関係機関・団体が行っている様々な支援等についての基本的な事項をまとめたものです。関係機関等との連携を深め、被害者等の誰もが必要なときに必要な場所で適切な支援が受けられるよう、途切れのない支援を実施していくための、適切な「橋渡し」に有効に活用いただければ幸いです。

このハンドブックの構成は、次のとおりです。

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題（P 3～）

犯罪被害者等が被害後に直面する心身の不調、生活上の問題等の困難な状況について記載しています。

2. 支援に携わる者（支援者）の心構えおよび留意事項（P 17～）

犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項、具体的な対応のあり方について、記載しています。

3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携（P 39～）

関係機関・団体の基本的な連携の流れ（伝えるべき情報、犯罪被害者等の同意等）、連携の際の留意点（犯罪被害者等の心情への配慮や情報管理等）について記載しています。

4. 関係機関・団体で行っている被害者支援（P 45～）

各機関・団体ごとの具体的な支援業務、連絡先等を業務分野ごとに記載しています。団体の詳しい支援内容を探すときは、こちらをご覧ください。

5. 犯罪被害者等支援関係機関一覧（P 73～）

関係機関・団体等の連絡先一覧表を記載しています。

用語の定義

○「犯罪被害者等」

「犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族」をいいます。(犯罪被害者等基本法第2条)

○「犯罪等」に含まれる行為

「犯罪等」とは、「犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」をいいます。

「犯罪」とは、刑法その他わが国の刑罰法令に触れる行為を意味し、交通事故も含まれます。

(参考) 犯罪の具体例

(刑法犯罪種別分類)

- ・凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦
- ・粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝 など
- ・窃盗犯・・・窃盗
- ・知能犯・・・詐欺、横領、背任 など
- ・風俗犯・・・賭博、強制わいせつ、公然わいせつ など
- ・その他・・・住居侵入、逮捕監禁、略取・誘拐、器物破損 など

(交通犯)

- ・危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷 など

(特別法犯)

- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)
- ・配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律 (DV防止法)
- ・児童虐待の防止等に関する法律
- ・麻薬等取締法、覚せい剤取締法 など

○「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいい、例えば次の行為が該当します。

- ・ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等
- ・配偶者暴力において、身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響をおよぼす行為 (暴言を吐く、無視する等の行為)
- ・児童虐待において児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食